

令和 8 年度
非正規労働者処遇改善事業に係る
専門家派遣企業選定要領

1 趣旨

この要領は、令和 8 年度非正規労働者処遇改善事業に係る専門家派遣企業（以下「派遣企業」という。）を選定について定めるものである。

2 派遣企業選定の基本的な考え方

非正規労働者の処遇改善の取組への意欲が高く、派遣後の処遇改善の効果が期待できる企業を書類審査により 11 社を選定する。

3 選定対象企業

「令和 8 年度非正規労働者処遇改善事業 専門家派遣企業募集要綱」に基づいて、規定の申請書（別紙 1）で申し込みを行った中小企業等（以下「企業」という。）

4 審査方法

書類審査は、事業受託者及び県担当部門において実施するものとし、応募資格を審査するとともに、上記 2 の考え方に則し、派遣企業選定採点表（別紙 2）における評価項目ごとに次のとおり評価を行う。

ア 各評価項目とも「5 点」を最高とした、5 段階で評価を行い、評価点を付け、その評価点に各評価項目の係数を乗じた値を得点とする。

5 点：優れている	4 点：やや優れている	3 点：普通
2 点：やや悪い	1 点：悪い	

イ 書類審査で採点した評価得点について、事務局から説明を行い、派遣可能件数等を総合的に勘案し、派遣の適否を決定する。

ウ 応募資格を満たさない企業は、派遣企業として選定しないものとする。

エ 評価得点が 60 点に満たない企業は、原則、派遣企業として選定しないものとする。（100 点満点）

以上